

【収入が減少している場合：会社員の方】

申請に必要な書類	例
(1) 受給申請書	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（様式第1号の5） ※在学している学校から配布されます。 必要な場合は学校に申し出てください。
(2) 奨学のための給付金に係る誓約書	奨学のための給付金に係る誓約書 ※在学している学校から配布されます。 必要な場合は学校に申し出てください。
(3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類	家計急変の発生に関する申立書 ※収入が減少している理由を記載の上、提出してください。 ※申立書が必要な場合は学校に申し出てください。
(4) ①家計が急変する前の収入を証明する書類	令和2年度の課税証明書（原本）、 令和2年度の市町村民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し など
(4) ②家計が急変した後の収入を証明する書類	会社作成の給与見込（原本）、 給与明細（写し） ※申請する月の直近3ヶ月分が必要です。
(5) 生徒本人の健康保険証の写し	申請書2ページの指定箇所に貼り付けてください。
(6) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	扶養親族全員分の健康保険証の写し 等 ※(4)①にて扶養親族の人数が明記されている場合は提出不要です。
(7) 保護者等の住民票	保護者等（親権者全員）の住民票（原本） ※発行後3ヶ月以内のものを提出してください。 ※保護者等の住所を確認します。生徒等や個人番号が記載されている住民票は不要です。 ※控除対象配偶者の住民票も必要です。
以下の書類は、区分2にて申請する方のみ提出が必要です。 ※生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。 <区分2> 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	
(8) 兄弟姉妹の健康保険証の写し	
(9) 兄弟姉妹の高等学校の在学証明書	次の①または②に該当する場合は提出してください。 ①高等学校等に在学する兄姉が23歳以上 ②弟、妹が通信制の高等学校に在学している

※追加で別途提出書類をお願いすることがあります。